令和８年第７回野洲市農業委員会総会議事録

令和８年７月10日 午後２時00分より野洲市総合防災センター２階研修室において、令和８年第７回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

委員

１番　　野洲　秀一
２番　　針本　一春
３番　　北中　良夫
４番　　井上　輝子
５番　　中濱　佳久
６番　　橋本　高明
７番　　森　恒仁
８番　　田中　靖志
９番　　角出　昇
１０番　　北浦　一宏
１１番　　木村　二郎
１３番　　米澤　博
１４番　　井狩　憲一
１５番　　辻　美智子
１６番　　島村　平治
１７番　　清水　稔
１８番　　山本　芳隆
１９番　　岩井　正男
２０番　　青木　章
２１番　　川東　静佳
２２番　　石塚　健一
２３番　　小森　喜一
２４番　　廣瀬　久雄
２５番　　山田　冨男
２６番　　立入　三千男

欠席委員

１２番　市木　和雄

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野　智
	専門員	川尻　康治
	主任	加藤　英高

議長　(会長)

それでは、只今から、令和８年第７回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は 25 名であります。
欠席は、第 12 番市木委員であります。

これより、日程に入ります。
日程第１　会議録署名委員の指名を行います。

第 24 番　廣瀬委員、第 25 番　山田委員を指名いたします。

日程第２　会期の決定について、本会期は、本日１日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。
よって会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３　議第 16 号を上程します。
先ず、議第 16 号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し許可をすることについて議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第16号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で４件でございます。議案書の１ページをご覧ください。
まず１件目です。資料は別紙Ａの１ページから２ページでございます。

安治　字　南船戸　●●●●番、登記地目・現況地目ともに　畑、面積　１５４㎡について、

譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。
譲受人は、周辺の畑を耕作していることもあり、農業規模拡大を目的に引き受けることとなりました。
一方、譲渡人は、体力的に農作業が難しく、農地を売却したいとの思いを持たれておられ、双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Ａの１ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に２件目、資料は別紙Ａの３ページから４ページでございます。

八夫　字　脇ノ田　●●●●番　、登記地目・現況地目ともに　畑、面積　９９㎡について

譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。
譲渡人は、譲受人へ住宅用建設用地を所有権移転しており、隣地の畑についても農作業をされる意向をもっておられることから、今回の申請に至っております。

別紙Ａの３ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。
次に３件目、資料は別紙Ａの５ページから６ページでございます。

行畑　字　松ヶ下　●●●●番　、登記地目・現況地目　ともに畑、面積１４２㎡

行畑　字　松ヶ下　●●●●番　、登記地目・現況地目　ともに畑、面積６９㎡、計２１１㎡について、

譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人より申請地を引き受けてほしいとの話を受け、所有している農地と地続きで耕作しやすいため、引き受けることとされました。
一方、譲渡人は、管理することが負担となっておられ双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Ａの５ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

次に４件目、資料は別紙Ａの７ページから８ページでございます。
行畑　字　松ヶ下　●●●●番　、登記地目　田、現況地目　畑　面積６９㎡について、

譲渡人　●●●●　氏から、譲受人　●●●●　氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人より申請地を引き受けてほしいとの話を受け、所有している農地と地続きで耕作しやすいため、引き受けることとされました。
一方、譲渡人は、購入希望の方がいる場合は売却したい意向を持っておられ、双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Ａの７ページの調査表をご覧ください。
譲受人に関する農地法第３条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長　（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。
第１番　野洲委員お願いします。

野洲委員

１番　野洲です。
私からは安治の案件についてご説明いたします。
ただいま事務局から説明があったとおり、譲渡人は高齢となり、体力的に農作業や農地の維持管理を続けていくことが困難となったため、譲渡を希望されておられます。
一方、譲受人は、本申請地を維持・管理すべく、土地の売却についての意向を受け、引き受けることとなりました。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

第８番　田中委員お願いします。

田中委員

８番　田中です。
私からは八夫の案件についてご説明いたします。
ただいま事務局から説明があったとおり、譲受人は、本申請地の隣接地を●●●●　氏より購入しており、住宅を建設し、現在住んでおられます。
本申請地についても、●●●●　氏が所有しておりましたので、土地の購入を希望されるものです。
一方、譲渡人は、当該土地を所有しているものの、他人地を通らないと農作業することができず、また譲受人は畑として使用される意向をもってらっしゃることから、売却を希望されるものです。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

番号３及び４の行畑の案件については、本職が意見委員であり、申請地は関連があるため、一括で説明します。

（立入委員）

ただいま事務局から説明があったとおり、譲渡人の●●●●　氏は善意で一帯の管理を行っており、●●●●　氏は管理をされておられませんでした。両者とも購入希望の方がいらっしゃれば、売却したい意向をお持ちでした。
一方の譲受人は、土地の売却の意向を受け、自宅に隣接して管理しやすい畑のため、購入を希望されるものです。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第１６号の採決に入ります。

お諮りいたします。
議第１６号について、賛成の方の挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。
よって議第１６号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第１７号　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第１７号　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は２件です。議案書の２ページをご覧ください。
資料は、別紙Ａの９ページから１５ページでございます。

１件目でございます。議案書の２ページをご覧ください。
資料は別紙Ａの９ページから１２ページでございます。

比留田　字　一之坪　●●●●番　登記地目　畑、現況地目　雑種地　面積　１６２㎡

比留田　字　一之坪　●●●●番　登記地目　畑、現況地目　雑種地　面積　１８８㎡
合計３５０㎡について、

譲渡人　●●●●　氏と、譲受人　●●●●　氏とのあいだで、露天駐車場とするため、売買による所有権移転の申請があったものです。
本案件については、令和８年第２回野洲市農業委員会総会において、農地法第４条の許可申請で許可していますが、申請者であった●●●●　氏が仮登記であったことから、改めて農地法第５条第１項の許可申請が必要となり申請されるものです。
譲受人は、夫が長距離トラックの運転手であり、自己用の露天駐車場として転用して使用したいとのことで、今回の申請をされたものです。
また、顛末書の提出があり、昭和５７年頃に農作業所、昭和５８年に農家住宅の建築確認が残っており、申請者は、本来の順序と異なる申請となったことを反省されております。

別紙Ａの９ページの調査表をご覧ください。
農地法第５条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分は、周辺に相当数の街区を形成している区域に近接し、その内の１つの街区内にある農地のため、第２種農地と判断しており、白地農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Ａの１０ページの位置図をご覧ください。
申請地は薄い赤色で着色している２筆です。
別紙Ａの１１ページの土地利用計画図及び１２ページの横断図をご覧ください。
申請地は赤線で囲んでいる部分で、周囲の北側、西側には田、南側および東側には宅地となり自己所有地が隣接しています。

続きまして２件目、資料は別紙Ａの１３ページから１５ページでございます。

北　字　野田　●●●●番　登記地目・現況地目ともに畑　、面積１４９㎡

北　字　野田　●●●●番　登記地目・現況地目ともに畑　、面積１３０㎡　合計２７９㎡について

譲渡人●●●●　氏と、譲受人●●●●・●●●●　氏とのあいだで、進入路及び敷地の拡張とするため、贈与による所有権移転の申請があったものです。

別紙Ａの１３ページの調査表をご覧ください。
農地法第５条第１項にかかる調査の結果は記載のとおりです。
申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連坦している区域内にある第３種農地と判断しております。
その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Ａの１４ページの位置図をご覧ください。
申請地は赤色で着色している２筆でございます。

別紙Ａの１５ページの利用計画図をご覧ください。
本申請地２筆は、譲受人所有の建物の隣接地であり、令和７年第７回農業委員会総会において、転用許可した地番２０４９番２から続く２筆となります。
現計画では既存建物の接道要件を満たせるよう申請地を所有するものであり、今後は現建物をリフォームして活用される予定となっております。
また、隣接する農地は２０４６番のみであり、敷地の境界には、コンクリートブロックの上にフェンスが設置され仕切られており、申請地の雨水の排水については、U字溝や自然浸透などにより問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長　（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。
第２番　針本委員お願いします。

針本委員

２番　針本です。
比留田の案件について説明致します。
ただ今、事務局から説明があったとおり、譲受人は、隣地に住居され、家族の仕事が長距離トラックの運転手であり、トラックを停めておく駐車場所に苦慮しておられます。
他に土地を所有しておらず、自宅前では他の車の出入りに支障がでるため露天駐車場として転用を考えられておられます。
申請者は、本来の順序と異なる申請となったことを反省されており、今後は法令を遵守する旨の顛末書を添付して申請されています。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　（会長）

第１８番　山本委員お願いします。

山本委員

１８番　山本です。
北の案件についてご説明いたします。
ただいま事務局から説明があったとおり、譲受人の●●●●・●●●●は、当該申請地に隣接する●●●●番地及び●●●●番地を所有しており、建物が建っております。当該申請地を譲り受けることで、既存建物との接道要件を満たし、建物の修繕をすることが主な目的と伺っております。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

中濱委員

中濱です。比留田の件について、１度許可した案件だと思いますが、説明をお願いします。

事務局

事務局の加藤です。さきほど申し上げましたとおり、令和８年第２回農業委員会総会で４条第１項の申請で許可しておりましたが、申請者も事務局も仮登記の者で農地法の転用手続きの許可書を持参すれば法務局で所有権移転の手続きが完了すると誤認していたもので、再度正しく５条第１項の申請を提出し直していただくものとなります。

中濱委員

誤っていた事務手続きを通常どおりの説明でされると、事務局の許可事務手続きの重さを疑ってしまう。本来は冒頭で説明しなければならない案件ではないかと考える。

事務局

誤認して手続を進めてしまった点は非常に反省しないといけないと考えています。

中濱委員

謝って済むような話ではないと考えます。手続きをしっかり確認のうえしていただきたいと思います。

議長　(会長)

ご質問がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第１７号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第１７号について賛成の方は挙手をお願いします。
挙手多数と認めます。
よって議第１７号は許可することに決定いたしました。

次に、議第１８号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。
本議題につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができませんので、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただきます。
第７番　森委員、第１８番　山本委員、第１９番　岩井委員、２３番　小森委員に退席を求めます。

【委員　退席】

事務局

議案書の３ページをお願いいたします。資料は別紙Ｂでございます。
それでは、議第１８号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてをご説明いたします。
当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９号第３項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、市長から提出されたものです。

内容は別紙Ｂの明細書のとおりです。
農地中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、Ｂの１から２ページの一括方式、３９筆　56,647 ㎡と、３ページの機構から受け手（耕作者変更）の３筆 7,079 ㎡の合計４２筆 63,726 ㎡です。
所有権移転されるのは、Ｂの４から６ページにございます
合計９３筆 227,634 ㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

議長　（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第１８号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第１８号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。
挙手全員と認めます。
よって、議第１８号は議案のとおりと決定いたしました。
退席された委員は自席へお戻りください。
退席されていた、森　委員、山本　委員、岩井　委員、小森　委員に報告いたします。
只今議題になっております、議第１８号は、議案のとおり決定いたしました。

日程第４　報告案件に入ります。
報告第１５号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第１５号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の４ページをご覧ください。
案件は１件です。
資料は別紙Ａの１６ページでございます。

野洲　字　割狭●●●●番、登記地目　田、現況地目　雑種地、面積　８６㎡について、
届出人　●●●●　氏から露天駐車場として農地転用の届出があったものです。
申請地は、すでに造成されており、顛末書の提出をもって受理しております。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
続きまして、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の報告について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第１６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の５ページから６ページをご覧ください。
案件は９件です。
資料は別紙Ａの１７ページでございます。

市三宅　字　開米　●●●●番、登記地目・現況地目とも　畑、面積　３２０㎡

市三宅　字　開米　●●●●番、登記地目・田、現況地目　畑、面積　３９㎡

合計３５９㎡について、貸人　●●●●　氏、借人　●●●●　氏とのあいだで、宿泊施設の建設とするため、賃貸借による所有権移転の届出があったものです。
なお、本案件は、令和７年第１２回野洲市農業委員会総会において、借人を●●●●　氏で提出があったため届出の受理を報告しましたが、今般、借人が●●●●に変更されたため、改めて届出の受理をした旨報告するものです。
以下、同様に案件２番から案件９番についても、貸人が異なる案件であり、一連の転用目的での届出のため、ご説明を割愛させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同同意）

ありがとうございます。
全体では貸人　９名　１２筆　Ａ＝2,414 ㎡となります。
事務局からの説明は以上です。

議長　（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和８年第７回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会１４：４０